

第3章

人を育むまちをつくる

- 第1節 学校教育の充実
- 第2節 生涯学習の充実
- 第3節 スポーツ・レクリエーションの振興
- 第4節 文化の振興
- 第5節 国際交流の推進
- 第6節 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

第1節 学校教育の充実

現状と課題

本町の学校施設は、小学校4校、中学校2校、幼稚園2園、関連施設として学校給食センター1施設があります。児童生徒数は、平成27年5月1日現在、小学校児童数は656人、中学校生徒数は452人で、平成22年と比較すると児童数で26.7%、生徒数で16.1%減少し、複式学級は1校、2クラスとなっています。

児童生徒数の減少に伴い、適正規模での教育を推進するため、地域との話し合いを重ねながら学校の統廃合を進めてきました。しかし、児童生徒数の減少は今後も進行すると推察されることから、児童生徒の健全な教育環境を維持するためには、更なる学校統廃合の推進が必要な状況にあります。また、統廃合の推進と併せて、学校施設についても、老朽状況等を総合的に検討し、計画的な改築・大規模改修等を実施することにより、校舎等の施設を整備する必要があります。

学校教育を取り巻く社会環境が変化する中で、基礎学力を身につけ、児童生徒の豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考える力を身につけることが重要であり、学習意欲や学力のさらなる向上が課題となっています。児童生徒を育成する一方、少子高齢化や国際化、高度情報化の進展等、時代に対応した教育課題へ取り組むとともに、郷土を愛する教育の充実が必要となっています。

全国的にいじめや不登校が深刻な社会問題となる中で、生きる力の礎となる他人への思いやりや社会性、倫理観などを育む心の教育の充実や教職員の教育指導・研究の充実が必要となっております。さらに、生活形態の変化に伴い、運動不足による体力低下が懸念され、児童生徒の健康増進や体力の向上も求められています。

また、支援を要する児童生徒が増加している状況から幼児期教育および特別支援教育の充実に取り組む必要があります。

基本方針

自ら学び続ける意欲と態度を養い、確かな学力を身に付けさせるとともに、心豊かにたくましく生きる人材の育成を目指して、地域に根づいた特色ある教育を推進します。

施策

○心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進

- ◆道徳教育を充実させ、思いやりや命の尊さ等の心の育成に努めます。
- ◆積極的に運動に親しむ習慣を身につけ体力の向上と心身の健康の保持増進を図ります。

- ◆地域社会の協力のもと、子どもを見守る体制を充実させ、安全・安心な学校づくりを目指します。
 - ◆学校・家庭・地域が連携し子どもたちの基本的な生活習慣の定着と規範意識が図れるよう努めます。
 - ◆学校給食の充実を図るとともに家庭と連携し食育の推進に努めます。
- 「生きる力」を育むための確かな学力の向上
- ◆確かな学力の定着・向上を目指し、教員の資質向上を図るとともに、学習指導の充実努めます。
 - ◆外国の言語や文化に親しむ活動を充実させ、コミュニケーション力の育成に努めます。
 - ◆校内外ネットワーク環境の充実を図り、高度情報化社会に対応した教育の充実に努めます。
 - ◆特別支援教育の充実を目指し、指導力の向上に努めます。
- 学びを支える教育環境づくりの推進
- ◆地域に根ざした特色ある開かれた学校づくりを推進します。
 - ◆適正規模での児童生徒の健全な教育環境を整備するため、町民との合意を図りつつ、学校統廃合を推進します。
 - ◆学校施設・設備の整備等を計画的に進め、児童生徒が心にゆとりを持てる教育環境の整備に努めます。
 - ◆幼稚園、保育園と小中学校との連携を図り、子どもたちの確実な成長のための取り組みの実践に努めます。
 - ◆家庭への支援体制を整え家庭教育の充実を図ります。

指 標

区 分	基準(H27)			目標(H32)			長期目標(H37)		
	校数 (校)	学級数 (学級)	児童 生徒数 (人)	校数 (校)	学級数 (学級)	児童 生徒数 (人)	校数 (校)	学級数 (学級)	児童 生徒数 (人)
小学校	4	38	656	3	32	589	3	29	461
中学校	2	20	452	2	16	328	2	14	300



総合的な学習



マイチャレンジ

第2節 生涯学習の充実

現状と課題

ライフスタイルの多様化や高齢化、余暇時間の拡大、科学技術の進歩などを背景に、生きがい・自己実現の欲求が高まりを見せる中で、高度で多様な生涯学習ニーズが増加しています。

本町においては、公民館などを中心に各種講座や教室を開催し、学習活動の支援に努めています。また、これらの施設を拠点として、様々な団体・グループ・個人等が多様な学習活動を展開しています。今後は「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、多様な生涯学習のニーズに対応できる生涯学習推進体制を確立していきます。そして、町民のだれもが、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習環境の充実を図るとともに、学習するだけでなく、学習で得た成果を地域社会の発展やボランティア活動に生かすことができるよう支援していく必要があります。

また、家庭は人格形成上最も大切な場ではありますが、核家族化や少子化などの家庭環境の変化により家庭教育力が低下している状況にあることから、その対応策を考える必要があります。

図書館事業においては、「那珂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、全ての子どもたちが、家庭、地域、学校などあらゆる機会において自主的に読書ができて、学習できる環境づくりを進めています。今後は、町民の問題解決支援や情報センターとしての機能を高め、子どもから高齢者、障がいのある人など全ての町民が読書に親しめる、地域の生涯学習の核となる図書館運営が求められています。

基本方針

町民の学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充や学習環境の充実を図るとともに、学習の成果を地域に生かす生涯学習社会の推進に努めます。

施策

○生涯学習の推進

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、町民の多様なニーズに対応し、生涯学習の一体的な推進を図ります。

- ◆計画の効果的な運用を図るため、生涯学習推進体制の整備充実を進めます。
- ◆計画に基づき「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができるよう学習機会の充実に努めます。

○生涯学習推進における住民参画の促進

- ◆町民の多様化・高度化する学習ニーズに、町民自らが主役となって取り組む生涯学習社会を実現するため、町民・企業・行政が一体となった生涯学習推進組織の整備を図ります。
- ◆生涯学習を推進する中心的人材を育成・確保し、町民の参画を促進します。
- ◆住民参画型講座や自主学習グループなど町民が自ら企画・運営ができる講座・教室を育成支援します。
- ◆学校と地域との連携を進めるため、学校支援ボランティアを登録するなど学校教育への支援活動を推進します。

○生涯学習推進のための人材育成

- ◆将来のまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、地域の誇りを育てる生涯学習事業を推進します。
- ◆子ども会、育成会、ジュニアボランティアズクラブなど、生涯学習団体の育成と活動への支援を行います。
- ◆より広がりのある生涯学習活動を推進するため、生涯学習ボランティア活動を奨励し、指導者として地域で活動できるよう、ボランティア活動の推進に努めます。

○町民の生涯学習に対する学習意欲の向上

- ◆学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、それらに対応した講座・教室の開催など内容の充実を図ります。
- ◆文化祭などの学習成果を発表する機会や場を提供し、学習意欲の向上を図ります。
- ◆福祉・環境・文化教養・まちづくりなど幅広い分野を学習し、時代の変化に対応できる知識の習得と自主的活動の促進を目的とした町民大学を開設します。
- ◆家庭教育の重要性を理解し、家庭での実践ができるよう、幼児教育学級、家庭教育学級を開設し、望ましい子育て環境づくりを支援します。
- ◆親子で参加できる自然体験、生活体験、伝承活動などの講座を実施し、家庭教育の支援に努めます。

○情報化時代に対応した生涯学習の推進

- ◆いつでも、どこでも、必要とする学習情報を入手できるよう情報提供体制を整備するとともに、学ぶ人の状況に応じた学習相談の推進を図ります。
- ◆ケーブルテレビやホームページを活用し、生涯学習に関する教育情報を提供します。

○生涯学習施設の整備と適正管理

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習活動の拠点として、計画的な生涯学習施設の整備及び維持管理に努めます。

○子どもの読書活動の推進

- ◆家庭・学校・地域及び図書館などで、おはなし会・ブックスタートをはじめとする各種の活動を実施し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。
- ◆読書ボランティアの育成を図るとともに、教育・福祉機関と連携し広がりのあるボランティア活動を支援します。
- ◆「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした様々な機会に、子どもの読書活動に関する情報を提供し啓発活動を推進します。
- ◆「うちどく（家読）」活動の推進及び子どものテレビ、ゲーム、タブレット端末などのメディア接触についての啓発に努めます。

○図書館の施設充実

- ◆蔵書の充実とともにデータベース等の活用を進め、町民の課題解決、利用しやすい情報の提供を図ります。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
生涯学習プログラムへの参加者数／年 (社会教育推進事業及び公民館講座の参加者数の合計)	2,813人	2,900人	3,000人
図書館利用者数／年 (馬頭図書館・小川図書館の来館者及び行事参加者の合計)	33,357人	34,000人	34,500人



わくわく体験キャンプ



シルバー大学

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

生活様式の多様化や余暇時間の拡大にともない、子どもから高齢者まで幅広い年代の人々が、楽しみ、健康の保持・増進など、さまざまな目的のため、多種多様なスポーツに取り組むようになっていきます。

本町では、生涯スポーツ振興の一環として、子供から高齢者までが、気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーションの紹介や普及を推進してきましたが、さらに、町民が参加しやすい機会の充実や環境の整備が必要となっています。

総合体育館等の体育施設については、施設や設備の老朽化に対し計画的に修繕を行い、町民のニーズに対応できる環境づくりの充実を図る必要があります。また、体育施設を拠点として、学校・地域・職場での活動、団体やサークルでの活動の活性化を図るとともに、町民によるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を推進しなければなりません。

体育協会やスポーツ少年団などについては、自主的な活動が活発に行われていますが、合併にともなう事業の見直し、組織の再編が急務となっており、早急に調整を図らなければなりません。

今後の地域のスポーツ振興を図るうえでは、町民自らが組織・運営する総合型地域スポーツクラブの育成支援策の充実が重要となっています。

基本方針

町民が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実と総合型地域スポーツクラブ運営体制の整備・充実を図ります。

施策

○各種スポーツ等の振興

- ◆町・体育協会の主催により、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室・大会等の各種イベントを開催します。
- ◆地域やスポーツ団体が行うスポーツイベントに対し、用具・施設等の貸し出しや企画等に関するアドバイスを行います。

○地域におけるスポーツの振興

- ◆各種スポーツ団体や地域団体との連携により、手軽にスポーツに参加できる機会を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

○総合型地域スポーツクラブの推進

- ◆総合型地域スポーツクラブの運営に対して、広報等によるPRを行うなどの支援を行います。

○指導者の養成と資質の向上

- ◆総合型地域スポーツクラブの運営の中心的な役割を担う、クラブマネージャーの養成を図ります。
- ◆県体育協会が開催する研修会や講習会に積極的に参加し、指導者としての資質の向上を図ります。

○健康づくりの推進

- ◆気軽にできるスポーツ・レクリエーションの紹介や普及を行い、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりと「町民一人1スポーツ」を推進します。

○スポーツ・レクリエーションによる交流の推進

- ◆町内の温泉施設に宿泊し、町体育施設を使用する都市部の団体とスポーツ・レクリエーションを通じて交流を進め、一般町民と都市住民との有意義な交流の場を提供します。

○社会体育施設の整備及び維持管理

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、体育施設の計画的な整備を図るとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ◆地域の各種スポーツ団体の活性化を図るため、各地域にある学校の校庭や体育館などの施設の民間開放について啓蒙を推進します。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
各種スポーツ大会参加者／年	3,485人	3,750人	4,000人
体育施設利用者／年	85,809人	93,000人	100,000人



ゆりがねマラソン大会



総合型地域スポーツクラブ（交流会）

第4節 文化の振興

現状と課題

物の豊かさから心の豊かさへという価値観の変化に伴い、町民の芸術・文化活動への関心が高まっています。文化活動の盛んな町を形成するためには、多くの町民が自発的に文化活動を行える場が必要です。町民文化の振興策として、町文化協会との連携により、文化祭などを通して、各種文化活動発表の場や、優れた音楽・演劇・絵画等の芸術文化に直接ふれる機会などを提供し、文化活動の活発化を図ってきました。人材・団体の育成として文化協会やその他の文化活動団体などの育成・活動支援を行っています。

本町には、那須小川古墳群・唐御所横穴・那須官衙遺跡・那須神田城跡の4件の国指定史跡、9件の国登録文化財、12件の県指定文化財があります。これらの史跡や資料を保護し、文化財の調査研究啓蒙普及を図るため、なす風土記の丘資料館は町内のみならず、広く県北部地域の文化財保護センターとしての機能を果たしています。また、馬頭郷土資料館は、近世水戸藩領であった当地域の文献資料や小砂焼、産金などについての資料の保護活用を図っています。

歌川広重の肉筆浮世絵・版画等を中心とする「青木コレクション」の寄贈を契機に整備した馬頭広重美術館は、美術品の研究・保存、芸術鑑賞など新たな芸術文化活動の拠点となっています。

これらの文化施設の充実のみならず、文化財の理解を広め保護活用するため、自発的団体である文化財愛護会、郷土芸能団体等の後継者、なす風土記の丘歴史解説員「なす香」、美術館ボランティアなども育成されています。

近年、これらの優れた文化財、自然的な資源は、地域の枠組みを超え、広く県内外からも注目をあび、魅力ある観光資源として定着しつつあります。

今後、地域に伝えられた貴重な文化資料や民俗芸能を町民共有の財産として誇りを持ち、大切に保護し、後世に伝承するとともに、町全体としての保護整備を図らなければなりません。そして、それらを利活用するための歴史知識の普及啓発活動、歴史資源を包括した新たな町史等の作成、さらに、観光協会や旅行者等と連携して、広く県内外へ情報発信することが急務となっています。

基本方針

今まで守ってきた豊かな自然と文化、文化財をこれからも後世に伝えるための人材を育成し、調査保護・普及啓発を行い、これらの資源を有効に活用します。

施策

○文化の振興

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、文化の薫るまちづくりを目指します。

- ◆豊富な史跡、歴史資料の有効な利活用を図ります。
- ◆文化協会やその他の文化活動団体など、文化関連団体を支援します。

○歴史文化施設のネットワーク化

- ◆なす風土記の丘資料館、馬頭広重美術館、馬頭郷土資料館、小川郷土館の整備充実を図り、各館の役割や専門性を明確にして、より効率的で魅力的な施設の運営、連携事業を実施します。

○生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携

- ◆地域の歴史文化施設や史跡、歴史資料を活用し、生涯学習・学校教育・保健福祉事業等と連携を図り、効果的な事業推進と人材育成・啓発活動を実施します。

○歴史文化資源の保存と有効活用

- ◆文化財の調査として、国庫補助事業を実施している国指定史跡唐御所横穴史跡の保存管理計画を策定し、今後の範囲確認調査に活用します。
- ◆歴史文化的資源の普及啓発活動を推進します。
- ◆国指定史跡吉田新宿古墳群や川崎古墳の保護整備事業計画を策定し、保存活用を図ります。
- ◆遺跡地図を作成するとともに、指定等文化財台帳を整備するなど歴史的文化的資料の保存を行います。

○豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援

- ◆各種郷土伝統芸能の保存・伝承を支援します。
- ◆歴史文化的資源の保護啓発活用団体を支援します。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
文化財施設等への入館者数／年 (なす風土記の丘資料館と郷土資料館の入館者数の合計)	14,200人	15,600人	17,000人
馬頭広重美術館への入館者数／年	24,700人	30,000人	32,000人



馬頭広重美術館



なす風土記の丘資料館

第5節 国際交流の推進

現状と課題

今日の社会は、経済、文化、食糧、環境などの諸問題を地球規模で解決を図ることが求められており、国際理解、国際交流活動を通して、町民の国際的な感覚を育成し、世界に開かれたまちづくりを推進しなければなりません。

本町では、国際理解活動や語学教育など児童生徒をはじめ、町民が参加できる活動を積極的に推進しています。その一つが県内に在住する外国人を中心に地域の民間団体の協力を得て実施するホームステイなどの国際交流事業です。また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ニューヨーク州ホースヘッズ村へ中学生を派遣し、国際理解教育活動の推進を積極的に図っています。さらに、ホースヘッズ村親善訪問団を受け入れ、国際親善と国際理解を深めるために、児童生徒を始め、町民との交流を行っています。

このように、着実に国際交流活動を推進していますが、町民一人ひとりが国際理解や国際交流事業へ、なお一層参加できるよう、関係団体との連携による総合的な推進が求められています。

また、町内に在住する外国人や本町を訪れる外国人も増加しており、外国人にとって暮らしやすい、訪れやすい町にするための環境整備が必要となります。

基本方針

国際交流活動の推進に努め、豊かな国際感覚と感性を身に付け、国際化時代に対応できる人材の育成と国際交流を活かしたまちづくりを推進します。

施策

○国際交流事業の効果的な推進

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、効果的な国際交流事業を推進します。
- ◆国際交流を推進するため、ホームステイ事業の理解と啓蒙に努めます。
- ◆広報なかがわ、ケーブルテレビなどを活用し、町民への国際理解に努めます。

○国際交流を推進する運営組織の充実

- ◆国際交流を推進する民間組織の育成支援に努めます。
- ◆国際交流団体と連携・協力し、外国人との交流事業を積極的に推進します。

○国際的な視野を持った人材の育成

- ◆国際交流活動の中核を担う人材の育成に努めます。
- ◆国際交流員を配置し、国際理解、語学教育を推進します。
- ◆海外青少年体験学習を実施し、異国の文化や歴史、生活習慣に触れることで国際感覚を身につけ、国際性豊かな人材の育成を図ります。
- ◆ホースヘッズ村との交流を深め、体験学習の充実と文化の相互交流を図ります。
- ◆幼児、児童生徒の国際理解、語学学習など教育活動の充実を図ります。
- ◆各種学級講座などへ国際理解につながるプログラムを導入します。

○国際化に対応した地域づくりの推進

- ◆町内在住の外国人に対し、生活・医療・防災情報などの行政サービスの外国語による情報提供の充実を努めます。
- ◆町内施設や観光案内を始め、パンフレットやホームページなどの外国語表記を進め、国際化に対応したまちづくりを推進します。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
ホームステイウィークエンド事業 参加者数／年 (田植え・稲刈りの合計)	240人	270人	300人
ホームステイ受入家庭数／年 (ホームステイウィークエンド、ホースヘッズ村 交流事業のホームステイ受入家庭の合計)	17世帯	23世帯	28世帯



ホームステイウィークエンド



国際交流事業

第6節 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

現状と課題

■人権擁護

人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な権利です。日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として保障されています。しかし、我々の身の回りには依然として様々な人権問題が存在し、不当な差別に苦しんでいる人々がいます。

人権に対する国際的関心が高まる中で、広く人々の間に共生の心を醸造し、人権意識の高揚を図ることが求められています。

本町においても、すべての町民があらゆる人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神を身につけることができるよう、今後とも人権教育や啓発活動を推進していく必要があります。

■男女共同参画

女性のライフスタイルの変化や雇用機会の拡大等が進む中で、女性自身の意識も大きく変化しています。本町においても、地域における様々な活動に多くの女性が参画しており、高齢者とともに地域活動の主要な担い手となっています。また、文化・レクリエーション活動など余暇活動への女性の参加も進んでいます。

しかしながら、地域社会において、いまだに固定的な性別役割分担意識や女性の能力や適性についての偏見が根強く残っており、女性の主体的な活動の妨げとなっています。

今後、男女が社会の構成員として対等の立場で、共に責任を分かち合いながら、あらゆる活動に参画する機会が確保された男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発や環境づくりが課題となっています。

■青少年健全育成

次代を担う青少年が健全に成長することは町民すべての願いです。しかし、地域社会で青少年を育成していく機能が次第に低下し、携帯電話やスマートフォン等の情報機器が広く普及するなど、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

青少年の健全育成については、広範な対策が必要なため、今後も家庭・学校・地域・関係団体が連携し、地域の構成員としての自覚と責任をもった青少年の育成活動や環境浄化、非行防止活動を推進していかなければなりません。

また、地域社会の中で様々な交流や活動体験をすることで自立心や社会性を育成できるよう自主的な社会参加活動の促進、指導者の確保・養成が必要です。

基本方針

すべての町民が、男女の区別なくそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、差別のない明るい社会の実現を目指します。

家庭・学校・地域・関係団体が連携して青少年の健全育成に努めます。

施策

○人権擁護活動の推進

- ◆社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくため、各種講演会、研修会の開催や啓発資料の配布、図書館における人権図書の充実など様々な方法で人権意識の高揚に努めます。
- ◆学校教育や家庭教育、地域社会での教育などあらゆる場を通じて、人権教育の推進に努めます。
- ◆人権侵害や人権相談に対しては、人権擁護機関など関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

○男女共同参画社会の実現

- ◆「男女共同参画計画」に基づく施策を総合的に展開し、女性が社会の様々な分野に主体的に参画し活動できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◆固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、様々な社会慣行等が見直されるよう、家庭・学校・社会・職場等における教育・啓発活動を推進し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

○女性の社会参画の促進

- ◆関係機関と連携し、男女の雇用機会や待遇の均等確保、出産や育児など女性のライフステージに応じた柔軟な就業環境や円滑な再就職の促進に努めます。また、男女の就業と家庭生活の両立を促進するため、子育て支援・介護支援を中心とした環境整備を推進します。
- ◆女性グループによる自主的な学習・社会活動を支援するとともに、女性リーダーの育成を推進します。
- ◆まちづくりに女性の意見が適正に反映されるよう、審議会・行政委員会等の施策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、地域活動や生涯学習等に女性が積極的に参加できるよう支援に努めます。

○次代を担う青少年の健全育成

- ◆地域における青少年の健全育成活動を促進するため、青少年育成協会、子ども会育成会などの関係団体の支援・育成を図ります。
- ◆青少年関係団体による親子ふれあい活動を支援します。
- ◆「あいさつ運動」を推進し、地域社会で声をかけあう習慣をつくり、青少年

健全育成に対する町民意識の高揚を図るとともに、明るい地域づくりを推進します。

- ◆「青少年健全育成町民大会」、「子ども会わくわく体験キャンプ」などを通して、交流・連帯意識の高揚を図ります。
- ◆ジュニアボランティアズクラブの育成と地域活動の促進を図ります。

○社会参加と自主的活動の推進

- ◆家庭、学校、地域社会が連携し、社会参加の重要性について地域の理解を高めます。
- ◆地域づくり活動、各種交流活動、環境美化活動などのボランティア活動への参加を促進します。
- ◆青少年団体の活動や青少年の自主的活動を支援するため、青少年活動のリーダーの確保・養成を図ります。

○非行防止活動の強化

- ◆学校、職場、地域社会、関係機関・団体と連携・協力し非行防止活動を強化します。
- ◆広報紙・リーフレット・ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動を推進します。
- ◆青少年の心身に有害となる薬物使用、飲酒、喫煙などが青少年に及ばないよう指導体制の強化を図ります。
- ◆青少年の有害図書等への接触や携帯電話やスマートフォン等を悪用したいじめや犯罪、ネット依存などを防止するため、関係機関・関係者と連携し、更には保護者の協力も得ながら環境の改善に努めます。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
小中学校での人権講話の開催校割合	50%	80%	100%
審議会・委員会等への女性登用割合	23.5%	30%	35%



青少年健全育成町民大会